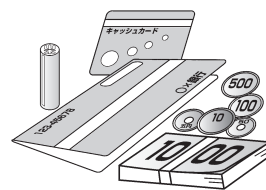


市税は納期限までに納めましょう



市税は、福祉や教育の充実、環境保全、道路の維持管理など、市民の皆さんの暮らしを支えるための大切な財源です。

市では、税の公平性を保つため6月・7月を「徴収強化月間」とし、税収の確保に努めています。納期限内納付にご協力ください。

【問】収納課(古河庁舎) ☎22-5111

納付は便利な口座振替を

口座振替にすると、納期ごとに銀行や郵便局、コンビニに出向く必要がありません。納め忘れの心配もなくなりますので、安心・便利・確実な口座振替制度をご利用ください。

手続き方法 最寄りの金融機関または市役所で申し込みください(郵送での申し込みもできます)

持参するもの 通帳、通帳の届け出印

早めの相談を

やむを得ない事情により市税を納期限内に納付することが困難な人のために、納税緩和制度があります。

差し押さえなどの滞納処分を受ける前に、早めに収納課にご相談ください。

納付が遅れると

市役所から通知



①納期限までに納付がない場合は「督促状」を送付します。

市役所から通知



②「督促状」を受領後、一定期間経過後も納付されない場合は「催告書」を送付します。



③その後も納付せず、納税相談にも応じない納税義務者には、「財産の差し押さえ」などの滞納処分を行うことがあります。

※納期限後に納付した場合は、一定の割合による延滞金が生じます。

6月・7月は徴収強化月間です

市では6月・7月を「徴収強化月間」とし、納期限を過ぎても納付しない人や納付する意思がない人に対して、集中的に催告や財産の差し押さえを行います。



納税相談窓口時間延長のお知らせ

- 日時 6月26日(月)～30日(金)
午後5時15分～8時
6月25日(日)・7月30日(日)
午前9時～正午、午後1時～4時
7月25日(火)～28日(金)・31日(月)
午後5時15分～8時
- 場所 市役所古河庁舎(1階) 収納課
※庁舎北側入口からお入りください。